

第1部 令和3年度予算

1. 予算成立の経緯

3年度予算は、2年12月21日に政府案が閣議に提出され、概算の閣議決定が行われた。

その後、3年1月18日に第204回国会（常会）に提出され、3月2日、衆議院可決、3月26日、参議院可決を経て、成立した。

以下、成立した予算について概説することとする。

2. 予算編成の前提となった経済情勢及び財政事情

(1) 経済情勢

2年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（2年4月20日閣議決定）、2年度第1次・第2次補正予算の効果も相まって、持ち直しの動きがみられる。他方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばである。こうした中、政府は、感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靭化の推進など安全・安心の確保を柱とする「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（2年12月8日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）を策定し、また、2年度第3次補正予算を編成した（2年12月15日閣議決定、3年1月28日成立）。また、最近の感染拡大に対しては、緊急事態宣言に基づいて感染拡大を抑えることを最優先に対策を徹底し、経済への影響に対しては、2年度第3次補正予算の着実な執行とともに予備費も活用して支援策を講じていく。今後については、感染拡大の防止策を講じるなかで、総合経済対策の着実な執行等による各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、内外の感染拡大による影響が国内経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

物価の動向をみると、原油価格下落等により、消費者物価（総合）は前年比でマイナスとなっている。この結果、2年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は△5.2%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は△4.2%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）変化率は△0.6%程度と見込まれる。

3年度については、総合経済対策を円滑かつ着実に実施すること等により、3年度の実質GDP成長率は4.0%程度、名目GDP成長率は4.4%程度と見込まれ、年度中には経済の水準がコロナ前の水準に回帰することが見込まれる。物価については、経済の改善に伴い、需給が引き締まる中で、デフレへの後戻りが避けられ、消費者物価（総合）は0.4%程度と緩やかに上昇することが見込まれる。ただし、引

き続き、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

(2) 財政事情

我が国財政は、少子高齢化に伴う社会保障給付費の増加等の構造的な課題に直面しており、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（2年7月17日閣議決定。以下「骨太方針2020」という。）等を踏まえ、財政健全化目標の達成に向け、経済再生と財政健全化の両立を図っていくこととしている。

3. 予算編成の基本的考え方

3年度予算編成に当たっては、「令和3年度予算編成の基本方針」（2年12月8日閣議決定）に基づき、次のような基本的考え方立って編成することとした。（以下「令和3年度予算編成の基本方針」（2年12月8日閣議決定）からの抜粋を基本としている。）

(1) 感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中長期的な成長力強化の取組を推進していくよう、上記の基本的考え方を踏まえ、3年度予算編成を行う。感染症との闘いの最前線に立ち続ける医療や介護の現場の方々の献身的な貢献を支えるため、医療提供体制の強化・検査体制の確保をはじめとする新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに、成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現や、生産性向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全・安心に向けた子どもを産み育てられる環境づくり、東日本大震災をはじめ各地の災害からの復興や防災対応の強化、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じ、財政健全化への着実な取組を進めつつ、メリハリの効いた予算編成を目指す。

(2) あわせて、感染拡大を抑えながら雇用と事業を支えるとともに、ポストコロナに向け、経済の持ち直しの動きを確かなものとし、民間投資を促進するなど民需主導の成長軌道に戻していくため、感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靭化の推進（注）など安全・安心の確保を柱とし策定された総合経済対策に基づき、いわゆる「15か月予算」の考え方で、新たに2年度第3次補正予算を、3年度当初予算と一体として、編成する。

(注) 防災・減災、国土強靭化については、3年度から7年度までの5年間において、時々の自然災害等の状況に即した機動的・弾力的な対応を行うこととし、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を取りまとめる。本対策は、激甚化する風水害や巨大地震等への対策、予防保全に向けた老朽化対策の加速、デジタル化等の推進にかかる対策を柱とする。特に加速化・深化させるべき施策のために追加的に必要となる事業規模は15兆円程度を目指すこととし、

初年度については、2年度第3次補正予算において措置する。

- (3) 3年度予算は、骨太方針2020に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進することで、これまでの歳出改革の取組を継続し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、しっかりとしたメリハリ付けを行う。「経済財政運営と改革の基本方針2018」（30年6月15日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」の改革工程表について、骨太方針2020を踏まえて改定するとともに、改革工程表を十分に踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、骨太方針2020を踏まえて一般財源の総額を確保しつつ、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。
- (4) さらに、行政事業レビューを適切に実施するとともに、デジタル化を踏まえたE B P Mの仕組みと予算の重点化、複数年にわたる取組等の予算編成との結び付きの強化により、政策効果の高い歳出に転換するワイススペンドィングを徹底する。このため、広く国民各層の意識改革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革等の取組をE B P Mと一体として推進する。

4. 一般会計予算の規模等

(1) 一般会計予算の規模

3年度一般会計予算の規模は、2年度当初予算額(臨時・特別の措置を除く。)に対して57,306億円(5.7%)増の1,066,097億円となっている。うち一般歳出の規模は、2年度当初予算額(臨時・特別の措置を除く。)に対して 51,837億円 (8.4%) 増の669,020億円となっている。

(2) 一般会計予算と国内総生産

① 一般会計予算の規模を国内総生産と対比すると、次のようになる。

(表1) 一般会計予算規模及び国内総生産の推移

	一般会計(A) (億円)	うち一般歳出(B) (億円)	国内総生産(C) (名目・兆円程度)	(A)/(C) (%程度)	(B)/(C) (%程度)
2年度	1,008,791	617,184	536.1	18.8	11.5
3年度	1,066,097	669,020	559.5	19.1	12.0
3年度の対前年度伸率	5.7%	8.4%	4.4%程度	-	-

(注) 1. 2年度の(A)欄及び(B)欄は、当初予算の計数であり、3年度予算額との比較対照のため、臨時・特別の措置を除いている。

2. 2年度及び3年度の(C)欄は、3年度政府経済見通しによる。(2年度は実績見込み、3年度は見通し)

② なお、3年度の政府支出の実質GDP成長率に対する寄与度は、0.9%程度となる見込みである。

(3) 一般会計歳入予算

① 租税及印紙収入は、現行法（税制改正前）による場合、2年度当初予算額に対して60,260億円減の574,870億円になると見込まれるが、個人所得課税、法人課税等の税制改正を行うこととしている結果、2年度当初予算額に対して60,650億円（9.5%）減の574,480億円になると見込まれる。

また、その他収入は、2年度当初予算額に対して10,241億円（15.5%）減の55,647億円になると見込まれる。

② 3年度における公債金は2年度当初予算額を110,408億円上回る435,970億円である。

公債金のうち63,410億円については、「財政法」（昭22法34）第4条第1項ただし書の規定により発行する公債によることとし、372,560億円については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」（平24法101）の規定により発行する公債によることとしている。この結果、3年度予算の公債依存度は40.9%（2年度当初予算31.7%）となっている。

(表2) 一般会計歳入予算の内訳

(単位：億円)

1. 租税及印紙収入	
(1) 現行法（税制改正前）を3年度に適用する場合の租税及印紙収入	574, 870
(2) 税制改正による増△減収見込額	△ 390
イ 個人所得課税	10
ロ 法人課税	△ 80
ハ 消費課税	△ 300
ニ 東日本大震災関連税制 (内国税計)	△ 10
ホ 関税	△ 380)
	△ 10
(3) 3年度予算額 (1) + (2)	574, 480
2. その他 収入	55, 647
3. 公債金	435, 970
合 計	1, 066, 097

(表3) 公債依存度の推移〈当初予算ベース〉

(単位：億円、%)

年 度	一般会計予算規模 (A)	公債発行額 (B)	公債依存度 (B/A)
29	974, 547	343, 698	35. 3
30	977, 128	336, 922	34. 5
元	1, 014, 571	326, 605	32. 2
2	1, 026, 580	325, 562	31. 7
3	1, 066, 097	435, 970	40. 9

5. 分野別の概要

(1) 税制改正

3年度改正については、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設ける。

あわせて、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設するほか、家計の暮らしと民需を下支えするため、住宅ローン控除の特例の延長等を行う。

(2) 公務員人件費

3年度予算における国家公務員の人件費については、一般会計及び特別会計の純計で、2年度当初予算額に対して352億円（0.7%）増の53,008億円となっている。

具体的には、2年人事院勧告・報告を踏まえ、官民較差に基づく国家公務員の給与改定が行われている。また、行政機関の定員については、新型コロナウイルス感染症対策に必要な定員を十分に措置し、万全な体制を整備することとしている。なお、デジタル庁の新設に伴い必要となる定員は、各府省からの振替及び定員合理化の原資により確保している。このほか、自衛官の若年定年年齢の引上げに伴う退職手当の増加等を反映している。

地方公務員についても、国家公務員の給与改定に準じた給与改定を実施するなど、適切な見直しを行うこととしている。

(3) 東日本大震災からの復興

東日本大震災からの復興については、「第2期復興・創生期間」の初年度である3年度において、復興のステージに応じたきめ細やかな取組を着実に実施するため、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興などのための経費9,318億円を東日本大震災復興特別会計に計上している。

(4) 特別会計

3年度においては、特別会計の数は13となっている。

なお、特別会計の歳出総額から重複計上分等並びに国債償還、社会保障給付及び地方財政対策等を控除した額は、74,177億円となっており、さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を除いた額は、2年度当初予算額に対して4,018億円（6.4%）増の66,461億円となっている。

(5) 決算等の反映

決算及び決算検査報告等の予算への反映については、これまでも、積極的に取り組んできているところであり、3年度予算においても会計検査院の指摘や決算に関する国会の議決等を踏まえ、個別の事務・事業ごとに必要性や効率性を洗い直し、その結果を的確に反映している。

また、2年度予算執行調査については、37件の調査を実施し、その調査結果を踏まえ、事業等の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、3年度予算に的確に反映している。

さらに、各府省の政策評価に示された達成すべき目標、目標を達成するための手段、どの程度目標が達成されたかに関する事後評価等を精査の上、各事業の必要性、効率性又は有効性の観点等から検証を行い、政策評価の結果を予算に的確に反映している。

6. 予算の主な内容

(1) 一般会計

3年度一般会計歳出予算の主要経費別内訳は、表4のとおりである。

(表4) 一般会計歳出予算の主要経費別内訳

(単位：億円、%)

事 項	年 度		3			
	当 初 予 算 額	構 成 比	予 算 額	増△減額	伸 率	構 成 比
社会保障関係費	356,914	35.4	358,421	1,507	0.4	33.6
文教及び科学振興費	53,912	5.3	53,969	57	0.1	5.1
うち科学技術振興費	13,565	1.3	13,673	108	0.8	1.3
国 債 費	233,515	23.1	237,588	4,072	1.7	22.3
恩 給 関 係 費	1,750	0.2	1,451	△299	△17.1	0.1
地方交付税交付金等	158,093	15.7	159,489	1,396	0.9	15.0
防衛関係費	52,625	5.2	53,235	610	1.2	5.0
公共事業関係費	60,669	6.0	60,695	26	0.0	5.7
経済協力費	5,116	0.5	5,108	△8	△0.2	0.5
(参考) O D A	5,610	0.6	5,680	69	1.2	0.5
中小企業対策費	1,723	0.2	1,745	22	1.3	0.2
エネルギー対策費	9,008	0.9	8,891	△116	△1.3	0.8
食料安定供給関係費	12,862	1.3	12,773	△90	△0.7	1.2
その他の事項経費	57,605	5.7	57,732	127	0.2	5.4
新型コロナウイルス感染症対策予備費	—	—	50,000	50,000	100.0	4.7
予 備 費	5,000	0.5	5,000	—	—	0.5
合 計	1,008,791	100.0	1,066,097	57,306	5.7	100.0

(注) 1. 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。以下、表8まで同じ。

2. 2年度予算額は、3年度予算額との比較対照のため、臨時・特別の措置を除いた上で、組替えをしてある。以下、表8まで同じ。

① 社会保障（参考、表5）

社会保障関係費については、高齢化による増加分に加え、消費税增收分を活用した社会保障の充実等により、2年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く。）に対して1,507億円（0.4%）増の358,421億円を計上している。

このうち、社会保障関係費の実質的な伸びについては、毎年薬価改定の実現等の様々な改革努力を積み重ねることにより、2年度社会保障関係費（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療費動向を踏まえ医療費にかかる国庫負担分を2,000億円程度減少させたベース）と比較し、3,500億円程度の増加となり、「新経済・財政再生計画」における社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分におさめる」という方針を着実に達成している。

新型コロナウイルス感染症への対応については、総合経済対策に基づき、いわゆる「15か月予算」との考え方で、2年度第3次補正予算と一体として、感染症危機管理体制・保健所体制の整備、感染症対策のための診療報酬等の臨時の措置等、万全の対策を講じることとしている。

また、「新しい経済政策パッケージ」（29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」（元年6月21日閣議決定）等を踏まえ、元年10月の消費税率の引上げによる增收分を活用し、社会保障の充実を実施することとしている。

制度別にみると、まず、医療については、これまで2年に1度実施されてきた薬価改定について、3年から毎年薬価改定を実施することとし、市場価格を適切に薬価に反映して国民負担を軽減（薬剤費4,315億円減、国費1,001億円減）することとしている。改定の対象範囲を国民負担軽減の観点から、2年薬価調査に基づく平均乖離率8%の0.5倍～0.75倍の中間である0.625倍（乖離率5%）を超える、価格乖離の大きな品目を対象とする。また、骨太方針2020に基づき、2年薬価調査の平均乖離率が同じく改定半年後に実施した30年薬価調査の平均乖離率を0.8%上回ったことを考慮し、これを「新型コロナウイルス感染症による影響」と見なした上で、「新型コロナウイルス感染症特例」として薬価の削減幅を0.8%分緩和する。また、新型コロナウイルス感染症に対応するため、3年度における診療報酬上の対応として、診療科ごとの地域医療の実態や感染拡大の影響から特にかかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、小児の外来診療や一般診療等に係る措置について、期間を限定して、臨時に特例的な評価を行う（国費455億円）。さらに、消費税率の引上げによる增收分を活用し、地域医療介護総合確保基金において、地域医療構想の実現を図る観点から、病床削減や病院の統合に取り組む際の財政支援を行う病床機能再編支援制度について、法改正を行ったうえで基金事業として措置することとしている。

介護については、3年度介護報酬改定において、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、改定率は全体で+0.70%（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価+0.05%（3年9月末まで））としている。この中で、給付の適正化を行う一方で、感染症等への対応力強化やICT化の促進を行うなど

メリハリのある対応を行うこととしている。また、新型コロナウイルス感染症に対応するため、感染者等が発生した介護事業所等において、必要なサービスを継続して提供できるよう支援するとともに、感染防止対策のための介護施設の多床室の個室化、簡易陰圧装置の設置等について支援することとしている。このほか、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）における事業メニューを追加するとともに、公共職業訓練等の中に介護の職場見学・職場体験を組み込むため、訓練委託費等を増額するなど、介護人材の確保施策を強化することとしている。

障害保健福祉施策については、3年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、感染症等への対応力強化等を踏まえ、改定率は全体で+0.56%（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価+0.05%（3年9月末まで））としている。このほか、感染者等が発生した障害福祉サービス事業所等において、必要なサービスを継続して提供できるよう支援することとしている。

子ども・子育て支援については、「新子育て安心プラン」に基づき、3年度から6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとされており、その運営費等（3歳～5歳児相当分）については、3年度に限り、4年度から医療・介護分野において不妊治療の保険適用の財源として充当する予定の消費税率の引上げによる增收分を1年間限りで一時的に活用することとしている。なお、4年度以降については、児童手当（特例給付）の見直し等により、別途、安定的な財源を確保することとしている。

また、「新しい経済政策パッケージ」（29年12月8日閣議決定）に基づき、消費税率の引上げによる增收分を活用し、3歳から5歳までの全ての子供たちと0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちを対象とした、幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化を着実に実施するほか、高等教育の修学支援新制度において、真に支援が必要な低所得世帯の者に対し、授業料等減免及び給付型奨学金の支給を合わせて措置することとしている。

年金については、消費税率の引上げによる增收分を活用し、年金生活者支援給付金を支給することとしている。このほか、基礎年金国庫負担（2分の1）等について措置することとしている。

雇用政策については、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、引き続き、雇用調整助成金の特例措置により雇用を維持・確保するほか、在籍型出向の活用による雇用維持への支援、感染症の影響による離職者を試行雇用する事業主への助成、男性の育児休業の取得促進等により、労働・雇用環境の充実を図ることとしている。

(表5) 社会保障関係費の内訳

(単位：億円、%)

区分	年 度	2	3		
		当初予算額	予 算 額	増△減額	伸 率
年 金 給 付 費		125,232	127,005	1,773	1.4
医 療 給 付 費		121,546	119,821	△1,725	△1.4
介 護 給 付 費		33,838	34,662	824	2.4
少 子 化 対 策 費		30,387	30,458	71	0.2
生 活 扶 助 等 社 会 福 祉 費		40,572	40,716	144	0.4
保 健 衛 生 対 策 費		4,945	4,768	△177	△3.6
雇 用 労 災 対 策 費		395	991	596	151.1
合 计		356,914	358,421	1,507	0.4

② 文教及び科学技術（参考、表6）

文教及び科学振興費については、教育環境整備や科学技術基盤の充実等の観点から2年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く。）に対して57億円（0.1%）増の53,969億円を計上している。

文教予算については、まず、義務教育費国庫負担金において、小学校35人以下学級を3年度から5年かけて実現するため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭33法116）の改正により合計13,574人の定数改善を措置することとしている。その際、加配定数の一部を含む合理化減等12,580人を活用することとしている。3年度は、少子化の進展による基礎定数の自然減に加え、加配定数の見直し等を行い、1,615人の既存定数の縮減を図る一方、小学校2年生を35人以下学級とし、加配定数から基礎定数になることによる744人の定数増を行うほか、通級による指導等のための基礎定数化に伴う397人の定数増を行うこととしている。また、部活動指導員やスクールカウンセラー等の外部人材の配置を促進することとしている。

高等教育施策については、大学改革の推進を図るため、国立大学法人運営費交付金について、教育・研究の成果に係る客観的な共通指標による評価に基づく配分を拡充するとともに、国立大学経営改革促進事業を充実することとしている。また、私立大学については、配分の見直し等を通じて、教育研究の質の向上に取り組む大学等に対し重点的に支援を行うこととしている。

奨学金関連施策については、無利子奨学金について、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を確実に実施することとしている。

科学技術振興費については、科学技術基盤を充実するとともに、イノベーションを促進することとしており、2年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く。）に対して108億円（0.8%）増の13,673億円を計上している。

(表6) 文教及び科学振興費の内訳

(単位：億円、%)

年 度 区 分	2	3		
	当 初 予 算 額	予 算 額	増△減額	伸 率
義 務 教 育 費 国 庫 負 担 金	15,221	15,164	△58	△0.4
科 学 技 術 振 興 費	13,565	13,673	108	0.8
文 教 施 設 費	743	773	30	4.1
教 育 振 興 助 成 費	23,206	23,124	△82	△0.4
育 英 事 業 費	1,176	1,235	59	5.0
合 计	53,912	53,969	57	0.1

③ 社会資本の整備（参考、表7）

公共事業関係費については、安定的な確保を行い、その中で、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策やインフラの人口一人当たりの維持更新コストの増加抑制の観点を踏まえつつ、防災・減災、国土強靱化の取組への重点化を実施するほか、人口減少に対応したコンパクト・プラス・ネットワークの推進や生産性向上・成長力強化につながるインフラ整備を進める観点から、メリハリ付けを強化することとしており、2年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く。）に対して、26億円（0.0%）増の60,695億円を計上している。

具体的には、様々な自然災害に対する防災・減災機能を強化するため、官民連携による流域治水の取組を推進するとともに、将来の人口減少を見据えた施設の集約・撤去など、インフラの維持・更新コスト縮減の観点から、地方公共団体が計画的に行う老朽化対策を推進することとしている。また、交通需要マネジメントの導入促進を図るため、自家用車の乗り入れ抑制につながる取組と併せたまちづくりを重点的に支援するほか、農水産物の生産拠点から物流拠点へのアクセスを強化するための道路ネットワークの整備等を推進することとしている。

(表7) 公共事業関係費の内訳

(単位：億円、%)

区分	年 度	2	3	
		当 初 予 算 額	予 算 額	増△減額
治山治水対策		9,177	9,320	144
道路整備		16,557	16,634	77
港湾空港鉄道等整備		4,128	3,969	△159
住宅都市環境整備		6,737	6,872	135
公園水道廃棄物処理等		1,272	1,412	140
農林水産基盤整備		6,141	6,114	△27
社会資本総合整備		15,125	14,851	△274
推進費等		781	760	△21
計		59,917	59,932	15
災害復旧等		752	762	11
合 計		60,669	60,695	26
				0.0

④ 経済協力（参考、表8）

一般会計ODA予算については、ODA事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとし、2年度当初予算額に対して69億円（1.2%）増の5,680億円を計上している。

具体的には、日本の国益と国際社会の平和と繁栄を実現するための外交力の強化等に必要な経費を計上している。無償資金協力については、1,632億円を計上し、技術協力（独立行政法人国際協力機構）については、1,517億円を計上している。

(注) 経済協力費の一部、例えば国際連合分担金は、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）の規定により、分担金の一定割合部分のみがODAと定義されているため、経済協力費の全額がODA予算となるわけではない。一方、経済協力費以外の主要経費のうち、上記の規定によりODAと定義される部分があり、一般会計ODA予算は、これを加えたものとなっている。

(表8) 一般会計ODA予算の内訳

(単位：億円、%)

区分	年 度	2	3		
		当初予算額	予 算 額	増△減額	伸 率
無償資金協力		1,632	1,632	-	-
二国間技術協力		2,551	2,550	△1	△0.0
独立行政法人国際協力機構運営費交付金		1,516	1,517	1	0.0
その他の技術協力		1,035	1,034	△1	△0.1
国際機関への出資・拠出		949	1,017	68	7.2
円借款の原資等		478	480	2	0.4
独立行政法人国際協力機構出資金		466	470	4	0.9
株式会社日本貿易保険交付金		12	10	△2	△16.7
合 計		5,610	5,680	69	1.2

⑤ 防衛力の整備

防衛関係費については、30年12月18日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について」等を踏まえ、多次元統合防衛力の構築に向けて、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力、海空領域における能力等を強化するとともに、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、2年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く。）に対して610億円（1.2%）増の53,235億円を計上している。

なお、沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）最終報告に盛り込まれた措置を実施するために必要な経費は144億円、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（18年5月30日閣議決定）及び「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」（22年5月28日閣議決定）に基づく再編関連措置のうち地元の負担軽減に資する措置を実施するために必要な経費は2,044億円、政府専用機の取得関連経費は0.3億円であり、これらを総額から除いた中期防衛力整備計画対象経費は、2年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く。）に対して360億円（0.7%）増の51,048億円となる。

(注) なお、防衛関係費のほか、デジタル庁等へ振り替える187億円を含めた場合の中期防衛力整

備計画対象経費は、2年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く。）に対して547億円（1.1%）増の51,235億円となる。

⑥ 中小企業対策

中小企業対策費については、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援に資金の重点的な配分を図るとともに、人材対策、取引対策や資金繰り対策にも万全を期している。また、景気の悪化による中小企業・小規模事業者の信用リスクの上昇等のための資金繰り対策に要する経費の増加等により、2年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く。）に対して22億円（1.3%）増の1,745億円を計上している。

具体的には、中小企業・小規模事業者が産学官連携により行う研究開発に対する支援、事業承継支援の強化のための「事業引継ぎ支援センター」と「事業承継ネットワーク」の統合、中小企業・小規模事業者が必要とする人材の発掘、確保等のための支援、下請取引の適正化、地域の持続的発展のための商店街の活性化等に取り組むこととしている。

資金繰り対策については、公的信用補完の基盤強化に必要な株式会社日本政策金融公庫に対する出資金及び資金供給業務円滑化に必要な同公庫に対する補給金等を確保するとともに、信用保証に係る全国信用保証協会連合会への補助金等を計上している。

⑦ エネルギー対策

エネルギー対策については、「第5次エネルギー基本計画」（30年7月3日閣議決定）の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

これらの施策を実施するため、一般会計のエネルギー対策費として、2年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く。）に対して116億円（1.3%）減の8,891億円を計上している。

具体的には、再生可能エネルギーや省エネルギーに資する技術の開発・設備等の導入、石油・天然ガス等の資源の探鉱・開発、石油備蓄の維持、石油の生産・流通合理化、原子力防災体制の整備等を推進することとしている。

また、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」（28年12月20日閣議決定）を踏まえ、中間貯蔵施設費用相当分について原子力損害賠償・廃炉等支援機構に資金交付を行うこととしている。

⑧ 農林水産業

農林水産関係予算については、強い農林水産業の実現に向けた施策の推進等の観点から2年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く。）に対して59億円（0.3%）減の23,050億円を計上している。

具体的には、2030年輸出5兆円目標の実現に向け、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、組織再編により新たに設置する輸出・国際局（仮称）を中心に、輸出重点品目について、生産体制の強化、輸出障壁の解消、海外での販路開拓等を一体的に推進していく。

次世代を担う人材の育成・確保については、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金の交付を行うとともに、農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化を推進することとしている。

農業の経営所得安定対策等については、農業経営収入保険制度や収入減少影響緩和対策等により担い手の農業経営の安定を図るとともに、水田活用の直接支払交付金の交付により水田における野菜、果樹等の高収益作物への転換等を一層推進することとしている。

農林水産業の基盤整備については、高収益作物に転換するための水田の畠地化・汎用化、農業の競争力強化のための農地の大区画化、国土強靭化のための老朽化施設の長寿命化や防災・減災対策等を推進することとしている。

林野関係については、意欲と能力のある経営体への森林施業の集約化や間伐・路網整備、荒廃山地の復旧対策等を推進するとともに、新たな木材需要の創出や人材育成の取組等を支援することとしている。

水産関係については、資源調査・評価体制を充実し水産資源の適切な管理を図るとともに、資源管理に積極的に取り組む漁業者の漁業収入安定対策等を着実に実施することとしている。また、外国漁船の違法操業等に対する取締体制を強化することとしている。

⑨ 治安対策

警察活動による治安対策として、警察庁予算は、2年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く。）に対して137億円（4.1%）減の3,235億円を計上している。

具体的には、テロ対策として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う警備対策のほか、テロの未然防止及びテロへの対処体制の強化に向けた取組を推進することとしている。また、大規模災害等の緊急事態への対処として、大規模災害対策を推進するほか、国境離島における警備事象に対処するための資機材の整備等を図るなど、対処能力の向上を図ることとしている。新型コロナウイルス感染症への的確な対応については、留置管理業務における感染対策を強化するほか、警察業

務のデジタル化・リモート化によって感染リスクを低減するための環境整備等を推進することとしている。安全かつ快適な交通の確保については、交通安全施設等を整備するなどの諸施策を行うこととしている。客観証拠重視の捜査のための基盤整備については、犯罪の悪質化・巧妙化、裁判員裁判制度の導入等により犯罪の立証における客観証拠の重要性が高まっていることから、DNA型鑑定の一層の推進や、検視、司法解剖等の充実を図ることとしている。警察基盤の充実強化については、運転免許証とマイナンバーカードの一体化を推進するため情報管理システムの合理化・高度化を行うほか、警察用車両及び装備資機材の整備や、警察署・警察学校等の警察施設の整備等を行うこととしている。

再犯防止対策の推進については、法務省予算として、2年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く。）に対して10億円（2.7%）減の330億円を計上している。

具体的には、刑務所出所者等の再犯防止対策等を強化するため、施設内処遇として、就労・修学支援体制の拡充等を行うとともに、社会内処遇として、更生保護施設による訪問支援事業の導入等に要する経費を計上するほか、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた矯正施設等の整備を推進することとしている。

このほか、尖閣諸島周辺海域をはじめとする我が国周辺海域をめぐる状況への対応として、海上保安庁予算は、2年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く。）に対して15億円（0.7%）増の2,226億円を計上している。

具体的には、「海上保安体制強化に関する方針」（28年12月21日海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定）に基づき、大型巡視船や中型ヘリコプター等の整備を進めつつ、既存巡視船艇の代替整備を行うなど、我が国の領土・領海の堅守等の諸課題に対応することとしている。

⑩ 地方財政

3年度の地方財政については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（30年6月15日閣議決定）を踏まえ、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、30年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税交付金は、2年度当初予算額に対して173億円（0.1%）減の155,912億円、地方交付税交付金と地方特例交付金を合わせた地方交付税交付金等は、2年度当初予算額に対して1,396億円（0.9%）増の159,489億円となっている。

地方交付税交付金については、所得税等の収入見込額の減少に伴い、その一定割合である法定率分が減少している。また、地方税も減少する中、国と地方が折半で負担する財源不足が3年ぶりに生じることとなり、一般会計からの特例加算による地方交付税交付金の増額措置等を講じることとしている。

地方特例交付金については、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額並びに自

動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時の軽減による減収額を補填するために必要な額を計上するほか、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（2年4月20日閣議決定）における税制上の措置としての固定資産税及び都市計画税の減収額を補填するための新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に必要な額を計上することとしている。

また、交付税及び譲与税配付金特別会計から地方団体に交付される地方交付税交付金（震災復興特別交付税を除く。）については、2年度当初予算額に対して8,503億円（5.1%）増の174,385億円を確保している。

（2） 特別会計

「財政法」（昭22法34）第13条第2項においては、

- (I) 特定の事業を行う場合、
- (II) 特定の資金を保有してその運用を行う場合、
- (III) その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとされている。

3年度においては、特別会計の数は次の13となっている。

（特別会計一覧）

- ・交付税及び譲与税配付金特別会計（内閣府、総務省及び財務省）
- ・地震再保険特別会計（財務省）
- ・国債整理基金特別会計（財務省）
- ・外国為替資金特別会計（財務省）
- ・財政投融资特別会計（財務省及び国土交通省）
- ・エネルギー対策特別会計（内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省）
- ・労働保険特別会計（厚生労働省）
- ・年金特別会計（内閣府及び厚生労働省）
- ・食料安定供給特別会計（農林水産省）
- ・国有林野事業債務管理特別会計（農林水産省）
- ・特許特別会計（経済産業省）
- ・自動車安全特別会計（国土交通省）
- ・東日本大震災復興特別会計（国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務

省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なるものであるが、3年度予算における各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、約493.7兆円である。このうち、会計間の取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、約245.3兆円である。

この約245.3兆円には、国債償還費等約99.7兆円（2年度当初予算比14.6兆円増）、地方交付税交付金等（地方譲与税等を含む。）約19.8兆円（同0.0兆円増）、財政融資資金への繰入45.0兆円（同33.0兆円増）、社会保障給付費約73.3兆円（同1.4兆円増）が含まれており、純計額よりこれらを除いた額は約7.4兆円となっている。さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費約0.8兆円（同0.9兆円減）を除いた額は、約6.6兆円となり、2年度当初予算額に対して約0.4兆円の増加となっている。

純計額の主な内訳を含め、以上を整理すれば次のとおりである。

	3年度（億円）	2年度当初（億円）
特 別 会 計 岁 出 総 額	4,936,992	3,917,591
特 別 会 計 の 会 計 間 取 引 額	746,114	604,003
特 別 会 計 内 の 勘 定 間 取 引 額	265,946	264,539
一 般 会 計 へ の 繰 入 額	430	1,698
国債整理基金特別会計における借換償還額	1,471,929	1,079,818
純 計 額	2,452,572	1,967,533
i 国 債 償 還 費 等	996,646	850,242
ii 地 方 交 付 税 交 付 金 等	198,276	197,942
iii 財 政 融 資 資 金 へ の 繰 入	450,000	120,000
iv 社 会 保 障 給 付 費	733,474	719,882
上 記 i ~ iv を 除 い た 純 計 額	74,177	79,466
v 復 興 関 連 経 費	7,716	17,023
上 記 i ~ v を 除 い た 純 計 額	66,461	62,443

上記13特別会計のうち主なものについて概説する。

① 交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税及び地方譲与税（地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、

特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税を総称する。)の配付に関する経理を明確にするために設けられたものである。

また、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金についても、この会計に計上することとしている。

3年度の主な内容は、次のとおりである。

(イ) 歳入において、3年度の所得税及び法人税の収入見込額の100分の33.1に相当する額91,568億円、酒税の収入見込額の100分の50に相当する額5,880億円並びに消費税の収入見込額の100分の19.5に相当する額39,554億円の合算額137,002億円から、①20年度、21年度、28年度及び元年度の地方交付税交付金の精算額のうち「地方交付税法」(昭25法211)等に基づき3年度分の地方交付税交付金の総額から減額することとされている額3,004億円を控除し、②同法等において3年度分の地方交付税交付金の総額に加算することとされている額21,915億円を加算した額155,912億円を一般会計から受け入れることとしている。

財政投融资特別会計投資勘定からは、「地方公共団体金融機構法」(平19法64)に基づき、地方交付税交付金の財源に充てるため、同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として2,000億円を受け入れることとしている。

東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として1,325億円を受け入れることとしている。

地方法人税については、13,232億円を計上し、その全額を地方交付税交付金の財源としている。

上記の一般会計からの受入等については、歳出において、一時借入金及び借入金の利子の支払いの一部の財源に充てるとともに、地方交付税交付金175,711億円(うち、震災復興特別交付税1,326億円)を計上することとしている。

(ロ) 「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平11法17)に基づき、歳入において一般会計からの受入2,164億円を計上することとし、これを財源として歳出において①個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付する個人住民税減収補填特例交付金、②自動車税環境性能割の臨時の軽減による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付する自動車税減収補填特例交付金並びに③軽自動車税環境性能割の臨時の軽減による減収額を補填するため市町村(特別区を含む。)に交付する軽自動車税減収補填特例交付金の合計額を、地方特例交付金として計上することとしている。

(ハ) 「地方税法」(昭25法226)に基づき、歳入において一般会計からの受入1,413億円を計上す

ることとし、これを財源として歳出において「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(2年4月20日閣議決定)における税制上の措置による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付する固定資産税減収補填特別交付金並びに市町村(特別区を含む。)に交付する都市計画税減収補填特別交付金の合計額を、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として計上することとしている。

- (ニ) 「道路交通法」(昭35法105)に基づき、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、歳入において交通反則者納金の収入530億円を一般会計から受け入れることとし、これらを財源として歳出において交通安全対策特別交付金等を計上することとしている。同交付金については、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付することとしている。
- (ホ) 地方揮発油税の収入を受け入れ、「地方揮発油譲与税法」(昭30法113)に基づき、地方揮発油譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (ヘ) 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(平31法3)に基づき、都道府県及び市町村(特別区を含む。)が実施する森林環境整備事業費等の財源に充てるため、財政投融資特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」(平19法64)に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権利変動準備金に相当する額として400億円を受け入れることとし、これを財源として、森林環境譲与税譲与金として400億円を歳出に計上し、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (ト) 石油ガス税の収入の2分の1に相当する額を受け入れ、「石油ガス譲与税法」(昭40法157)に基づき、石油ガス譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び「道路法」(昭27法180)第7条第3項に規定する指定市に譲与することとしている。
- (チ) 特別法人事業税の収入を受け入れ、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」(平31法4)に基づき、特別法人事業譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県に譲与することとしている。
- (リ) 自動車重量税の収入の1,000分の422に相当する額を受け入れ、「自動車重量譲与税法」(昭46法90)に基づき、自動車重量譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (ヌ) 航空機燃料税の収入の9分の2に相当する額等を受け入れ、「航空機燃料譲与税法」(昭47法13)に基づき、空港関係都道府県及び空港関係市町村の航空機騒音対策事業費等の財源に充てるため、航空機燃料譲与税譲与金として、一定の基準により同法に規定する都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。

(ル) 特別とん税の収入を受け入れ、「特別とん譲与税法」(昭32法77)に基づき、特別とん譲与税譲与金として、徵収地港の所在する都及び市町村に譲与することとしている。

(ヲ) 財政融資資金及び民間からの借入金を計上している。2年度における借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子の支払いの財源を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしている。

② 国債整理基金特別会計

この会計は、国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にするために設けられたものである。

3年度においては、一般会計から237,577億円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から740,180億円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興他会計より受入として東日本大震災復興特別会計から276億円、租税1,132億円、公債金1,443,220億円、復興借換公債金28,710億円、東日本大震災復興株式売払収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の売払収入14,492億円、東日本大震災復興配当金収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の配当金収入504億円、運用収入513億円、東日本大震災復興運用収入24億円、雑収入1,264億円並びに東日本大震災復興雑収入27百万円をそれぞれ受け入れることとしている。

③ 財政投融資特別会計

この会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を明確にするために設けられたもので、財政融資資金勘定及び投資勘定より成っている。

また、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産（公用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。）の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が21年度末で廃止されたことに伴い、21年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として特定国有財産整備勘定が設けられており、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定である。

3年度の主な内容は、次のとおりである。

(イ) 財政融資資金勘定

この勘定の負担において発行する公債の限度額を450,000億円、一時借入金等の限度額を150,000億円としている。

また、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式（コンセッション）の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う利子収入の減少の補填に充てるため、1億円を投資勘定から受け入れることとしている。

(ロ) 投資勘定

歳入については、運用収入として株式会社国際協力銀行、地方公共団体金融機関等の納付金、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むほか、前年度剰余金受入等と合わせて計6,728億円を見積もることとしている。

歳出については、イノベーションの大胆な加速と事業再生・構造転換等を図ることとし、3,626億円（2年度当初予算額4,510億円）の産業投資支出を行うこととしている。

なお、3年度においては、地方公共団体金融機関の納付金（2,401億円）は、地方の財源不足の補填及び森林環境譲与税の譲与財源に充てるため、2,400億円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れるほか、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式（コンセッション）の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う財政融資資金勘定の利子収入の減少の補填に充てるため、1億円を同勘定へ繰り入れることとしている。

(ハ) 特定国有財産整備勘定

庁舎等の移転再配置、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を行うため、173億円の特定国有財産整備費を計上している。

④ 労働保険特別会計

この会計は、「労働者災害補償保険法」（昭22法50）による労働者災害補償保険事業及び「雇用保険法」（昭49法116）による雇用保険事業に関する経理を行うために設けられたもので、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定の3勘定より成っている。

3年度の主な内容は、次のとおりである。

(イ) 労災勘定においては、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部として、一般会計から8百万円を受け入れることとしている。

保険給付費については、2年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

社会復帰促進等事業費については、個々の事業の精査を行い、所要の額を計上している。

(ロ) 雇用勘定においては、失業等給付の支給に要する費用として15,772億円（うち一般会計からの繰入270億円）を、育児休業給付の支給に要する費用として6,992億円（うち一般会計からの繰入87億円）を計上している。また、失業等給付及び育児休業給付の事務に要する経費に充てるため、一般会計から8億円を受け入れることとしている。

就職支援法事業については、雇用保険を受給できない者に対し、職業訓練を行うとともに訓練期間中の生活支援のための給付等に要する費用として、事務費を除き218億円（うち一般会計からの繰入11億円）を計上している。

雇用安定事業等については、雇用調整助成金の特例措置等に要する費用として6,130億円（うち一般会計からの繰入363億円）を計上するとともに、出向や早期再就職による新たな分野への円滑な労働移動の支援等について所要の額を計上している。

- (ハ) 徴収勘定においては、労災勘定及び雇用勘定への繰入れ並びに労働保険料等の徴収に必要となる経費を計上している。

⑤ 年金特別会計

この会計は、「国民年金法」（昭34法141）、「厚生年金保険法」（昭29法115）及び「健康保険法」（大11法70）に基づく年金給付及び全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の保険料等に関する経理並びに「児童手当法」（昭46法73）等に基づく児童手当等及び「子ども・子育て支援法」（平24法65）に基づく子どものための教育・保育給付等に関する経理を明確にするために設けられたものである。

3年度の主な内容は、次のとおりである。

- (イ) 基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額、国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入額等を計上している。歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として国民年金勘定、厚生年金勘定や共済組合等からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。

- (ロ) 国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平16法166）に基づく特別障害給付金の支給に必要な所要額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、18,957億円を一般会計から受け入れることとしている。

- (ハ) 厚生年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、101,998億円を一般会計から受け入れることとしている。

なお、27年度（10月）から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関（共済組合等）の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

- (ニ) 健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入

では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、58億円を受け入れることとしている。

(ホ) 子ども・子育て支援勘定においては、歳出では、児童手当について、3歳未満の児童一人につき月額15,000円を、3歳以上小学校修了までの児童（第1子・第2子）一人につき月額10,000円を、3歳以上小学校修了までの児童（第3子以降）一人につき月額15,000円を、小学校修了後中学校修了までの児童一人につき月額10,000円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童一人につき月額5,000円を支給することとしている。

また、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費を計上するとともに、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。

歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、24,896億円を受け入れることとしている。

(ヘ) 業務勘定においては、業務の取扱い等に必要な経費（日本年金機構に対する運営費を含む。）を計上している。

⑥ 東日本大震災復興特別会計

この会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために24年度に設けられたものである。

歳出については、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興などのための経費9,318億円を計上している。歳入については、復興特別所得税や復興公債金等による収入を見込んでおり、9,318億円を計上している。

なお、「復興庁設置法」（平23法125）の規定により、被災地の復興に係る経費については、復興庁の所管する予算として6,216億円を一括計上している。

(3) 政府関係機関

3年度において、4つの政府関係機関があるが、このうち株式会社日本政策金融公庫と株式会社国際協力銀行について概説する。

① 株式会社日本政策金融公庫

この公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大

規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的としている。

また、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」（平22法38）に基づく業務として、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものを事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができるここととされている。

「産業競争力強化法」（平25法98）に基づく業務として、産業競争力強化の観点から事業再編等又は事業適応の取組みを事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされているとともに、事業適応の取組みのうち、カーボンニュートラル実現に向けた取組みを事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合においては、当該金融機関に対し、利子補給を行うことができることとされている。

「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」（令2法37）に基づく業務として、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

「造船法」（昭25法129）に基づく業務として、生産性向上のための基盤整備等の取組みを造船事業者等が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

「海上運送法」（昭24法187）に基づく業務として、船舶運航事業者等の競争力強化の観点から、高性能、高品質な船舶の導入を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

（イ） 国民一般向け業務

3年度においては、小規模事業者の経営転換や企業の事業再構築等の支援及び家計の暮らしと民需の下支えを図るため、実質無利子・無担保融資を、感染状況や資金繰りの状況を踏まえ、当面3年前半まで継続するとともに、中小企業等の業態転換等を支援するほか、東日本大震災等による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとして、新型コロナウイルス感染症特別貸付等を含め総額130,510億円（うち、小規模事業者

経営改善資金貸付5,900億円)の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金13億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金4億円、財政融資資金の借入れ90,500億円、社債の発行による収入4,200億円等を予定している。

(ロ) 農林水産業者向け業務

3年度においては、民間金融機関との協調等の取組を引き続き推進しつつ、農林水産業の生産基盤強化や成長産業化を目的とした設備投資等への資金需要に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた農林漁業者の資金繰りを支援することとし、貸付規模として7,910億円を計上しており、対象事業別の貸付計画は、経営構造改善4,351億円、基盤整備446億円、一般施設1,226億円、経営維持安定1,788億円及び災害100億円である。

この計画のうち、6,576億円が3年度中に貸し付けられる予定であり、これに2年度の計画のうち、3年度に資金交付が行われる予定となっている864億円を加えると、3年度の資金交付額は7,440億円となる。この原資として、一般会計からの出資金60百万円、財政融資資金の借入れ7,000億円、社債の発行による収入200億円等を予定している。また、証券化支援業務において、一般の金融機関が行う農業融資の信用リスクの引受け19億円を予定している。

(ハ) 中小企業者向け業務

3年度においては、中小企業の経営転換や企業の事業再構築等の支援及び家計の暮らしと民需の下支えを図るため、実質無利子・無担保融資を、感染状況や資金繰りの状況を踏まえ、当面3年前半まで継続するとともに、中小企業等の業態転換等を支援するほか、東日本大震災等による被災中小企業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとして、融資事業については、新型コロナウイルス感染症特別貸付等を含め62,400億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金24億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金2億円、財政融資資金の借入れ46,830億円、社債の発行による収入3,325億円及び回収金等12,219億円を予定している。また、証券化支援事業におけるクレジット・デフォルト・スワップ契約(総額450億円を予定)により必要となる資産担保証券の取得187億円の原資として、社債の発行による収入175億円、有価証券回収金等12億円を予定しているほか、債務の保証605億円を予定している。

(二) 信用保険等業務

3年度における中小企業信用保険事業は、467,040億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業は660億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金466億円を予定している。

(ホ) 危機対応円滑化業務

3年度においては、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融が、銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われるよう、必要とする資金需要に的確に対応することとし、国が指定した金融機関に対する融資事業の規模として107,990億円を計上しており、この原資として、財政融資資金の借入れ100,990億円及び社債の発行による収入7,000億円を予定している。また、利子補給事業における利子補給金の原資として、一般会計からの補給金1百万円を予定している。さらに、損害担保事業に要する資本に充てるため、一般会計から68百万円を出資することとしている。なお、別途、一般会計から株式会社日本政策金融公庫補助金2億円を交付することとしている。

(ヘ) 特定事業等促進円滑化業務

3年度においては、今後内外で高い需要が見込まれるエネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものの実施、産業競争力強化の観点から事業再編等又は事業適応の取組みの実施、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入の実施、造船事業者等による生産性向上のための基盤整備等の実施及び船舶運航事業者等による高性能、高品質な船舶の導入の実施を図るために必要な資金の貸付けが、銀行その他の金融機関により円滑に行われるよう、1,950億円の貸付規模を計上しており、この原資として、財政融資資金の借入れ1,950億円を予定している。また、事業適応の取組みの実施のうちカーボンニュートラル実現に向けた取組みにおいては、利子補給事業を予定しており、その利子補給の原資として、エネルギー対策特別会計からの補給金1億円を予定している。さらに、利子補給事業に要する資本に充てるため、一般会計から1億円を出資することとしている。なお、別途、一般会計から株式会社日本政策金融公庫補助金1億円を交付することとしている。

② 株式会社国際協力銀行

この銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

3年度においては、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、日本企業による脱炭素社会に向けた海外事業活動や、サプライチェーン強靭化等を支援していくこととし、総額

27,000 億円の事業規模を計上している。これらの原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金 600 億円、外国通貨長期借入金 400 億円、財政融資資金からの借入金 2,150 億円、社債の発行による収入 20,025 億円及び貸付回収金等 3,825 億円を予定している。

なお、ポストコロナ成長ファシリティにおいて資金需要の増加等に伴い外貨資金が必要な場合にあっては、外国為替資金からの借入れを行う場合がある。

7. 財政投融資計画の主な内容

(1) 財政投融資計画策定の基本的考え方

3年度財政投融資計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業・事業者及び地方公共団体への強力な支援、イノベーションの大胆な加速と事業再生・構造転換、生産性向上や防災・減災、国土強靭化等につながるインフラ整備の加速等を行うこととした。

この結果、3年度財政投融資計画の規模は、409,056億円（2年度計画比209.4%増）となっている。このうち、産業投資は3,626億円（2年度計画比19.6%減）となっている。

最近における財政投融資計画の規模の推移は、次のとおりである。

（表9）財政投融資計画の規模の推移

（単位：億円、%）

年 度	金 領	対前年度伸率
29	151,282	12.2
30	144,631	△ 4.4
元	131,194	△ 9.3
2	132,195	0.8
3	409,056	209.4

なお、経済事情の変動等に応じ、機動的かつ弾力的に対処するため、政府関係機関、独立行政法人等に対して、財政融資資金の長期運用予定額及び債務に係る政府保証の限度額を年度内に50%の範囲内で増額しうるよう、弾力条項を設けることとした。ただし、財政融資資金の長期運用予定額の追加の総額に25%の上限を設けることとした。

(2) 重要施策

資金繰り支援や企業の成長力強化等については、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、資金繰り支援や資本性劣後ローンの供給等を行うこととするほか、株式会社日本政策投資銀行において、デジタル・トランスフォーメーションの推進等を支援するとともに、特定投資業務にお

いて、医療分野等のイノベーションに向けた投資を加速させるために「D B J イノベーション・ライフサイエンスファンド」を設置するなど、資本性資金の供給を強化することとしている。

インフラ整備の加速等については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、今後発行を予定している政府保証債の一部を予め財政融資資金に置き換えることにより、安全性・信頼性等の向上のための高速道路の暫定2車線の4車線化を実施することとするほか、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構において、整備新幹線の整備を着実に実施することとしている。

日本企業の海外展開支援等については、株式会社国際協力銀行において、日本企業による脱炭素社会に向けた海外事業活動や、サプライチェーン強靭化等を支援することとしている。

教育・福祉・医療については、国立研究開発法人科学技術振興機構において、大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務の財源を得るため、助成資金運用を開始することとするほか、独立行政法人福祉医療機構において、福祉医療サービスの基盤強化とともに、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた医療機関等の資金繰りを支援することとしている。

地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会资本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしている。

なお、各分野の措置状況は以下のとおりである。

① 中小零細企業

中小零細企業については、145,207億円（2年度29,025億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社日本政策金融公庫において、中小企業・小規模事業者の経営転換や企業の事業再構築等の支援及び家計の暮らしと民需の下支えを図るため、実質無利子・無担保融資を、感染状況や資金繰りの状況を踏まえ、当面3年前半まで継続するとともに、中小企業等の業態転換等を支援すること等としている。

② 農林水産業

農林水産業については、7,593億円（2年度5,901億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社日本政策金融公庫において、農林水産業の生産基盤強化や成長産業化を目的とした設備投資等への資金需要に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた農林漁業者の資金繰りを支援すること等としている。

③ 教育

教育については、48,594億円（2年度8,981億円）の財政投融資を予定し、これにより、国立研究

開発法人科学技術振興機構において、大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務の財源を得るため、助成資金運用を開始すること等としている。

④ 福祉・医療

福祉・医療については、20,422億円（2年度4,769億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人福祉医療機構において、福祉医療サービスの基盤強化の観点から、児童福祉施設、老人福祉施設及び医療関連施設の整備等を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた医療機関等の資金繰りを支援すること等としている。

⑤ 環境

環境については、571億円（2年度539億円）の財政投融資を予定し、これにより、地方公共団体において、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物処理事業に対し、必要な資金需要に的確に対応すること等としている。

⑥ 産業・イノベーション

産業・イノベーションについては、12,134億円（2年度11,655億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社日本政策投資銀行において、デジタル・トランسفォーメーションの推進等を支援するとともに、特定投資業務において、医療分野等のイノベーションに向けた投資を加速させるために「D B J イノベーション・ライフサイエンスファンド」を設置するなど、資本性資金の供給を強化すること等としている。

⑦ 住宅

住宅については、7,920億円（2年度5,206億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人都市再生機構において、老朽化した賃貸住宅の建替え及び既存賃貸住宅ストックの有効活用を図るための増改築事業等を推進すること等としている。

⑧ 社会資本

社会資本については、30,647億円（2年度37,518億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、今後発行を予定している政府保証債の一部を予め財政融資資金に置き換えることにより、安全性・信頼性等の向上のための高速道路の暫定2車線の4車線化を実施することとするほか、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構におい

て、整備新幹線の整備を着実に実施すること等としている。

⑨ 海外投融資等

海外投融資等については、20,293億円（2年度20,387億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社国際協力銀行において、日本企業による脱炭素社会に向けた海外事業活動や、サプライチェーン強靭化等を支援すること等としている。

（3） 原資

3年度財政投融資の原資としては、2年度計画額に対し276,861億円（209.4%）増の409,056億円を計上している。

財政融資については、財政融資資金383,027億円を計上している。

財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、3年度において、財政投融資特別会計国債450,000億円の発行を予定している。なお、財政融資資金の資金繰りのための財政融資資金証券の限度額は150,000億円としている。

産業投資については、株式会社国際協力銀行等の納付金、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むことにより、3,626億円を計上している。

政府保証については、政府保証国内債10,648億円、政府保証外債11,340億円、政府保証外貨借入金415億円の合計22,403億円を計上している。